

別表第1 対象事業及び対象事業費（第3条関係）

|          |  |  |  |
|----------|--|--|--|
| 1. 対象事業  | 大事業  | 中事業                                      | 小事業  |
|          | (1) 外国人が暮らしやすい地域づくりに資する事業  | ①ボランティアを活用した多文化共生環境整備<br>②外国人留学生への支援     | 大阪国際交流センター事業交付金交付申請書に添付される事業計画書のとおり（要綱第4条） |
|          | (2) 国際化の担い手の育成に資する事業   | ①ボランティア育成・活用による国際化の担い手育成<br>②国際交流団体支援・連携 | 同上   |
|          | (3) 国際化に資する情報提供  | ①インフォメーションセンター運営                         | 同上   |
| 2. 対象事業費 | 「1. 対象事業」のうち交付金の交付を決定した事業の実施に必要な以下の経費<br>(1) 事業の実施に係る経費<br>(2) 上記事業の実施に必要と判断できる人件費及び事務費<br>ただし、人件費とは役員報酬を除く職員に係るものとする。 |  |  |
| 3. 交付金額  | 「2. 対象事業費」のうち、予算の範囲内で市長が必要と認める金額   |  |  |

別表第2 軽微な変更(第7条)

|       |  |
|-------|--|
| 軽微な変更 | <p>別表第1の「1. 対象事業」における大事業ごとの決算額が、交付決定時（当初計画）に比して10%未満の増減となる場合。ただし、以下の場合はこれに該当しない。</p> <p>（1）別表第1の「1. 対象事業」における小事業について、大事業・中事業分類を変更して実施する場合</p> <p>（2）別表第1の「1. 対象事業」における小事業のうち、新規に実施する事業について、内容変更、縮小または廃止する場合</p> <p>（3）その他、市長の承認が必要であると判断する場合</p> |
|-------|--|